第5回 鳥取市青谷町地域生活交通協議会

次第

- 1. 開 会
- 2. あいさつ
- 3. 議事
- ○報告 協議事項
- 動・夕のバス運行について質疑
- ② 日中の生活交通の主な方法と特徴について 質疑
- 4. その他
- 5. 閉 会

【日時】

令和3年8月31日(火) 19:00~20:30

【場所】

鳥取市青谷町総合支所 第2-3会議室

⑥朝・夕バス運行の今後の方向性

- ・朝・夕のバスと日中のバスでは、利用者や乗車人数等状況が異なるため、朝・夕の交通手段 と日中の交通手段は切り離して検討していく。
- 朝の便について、小畑線、桑原線、養郷線、栄町線をバス2台体制で運行することは可能。
- 絹見、長和瀬については、絹見バスを長和瀬まで路線延長することで対応可能。
- ・ 夕方の便について、小畑線、桑原線、養郷線、栄町線は現行の運行方法を継続することで バス 2 台での運行が可能。
- 学校が午前中の場合は、小畑線、桑原線、絹見・長和瀬線の3路線を臨時便等で対応が必要。

◎事業所との協議について

<主な協議事項>

- 路線バス撤退後、バス2台で朝2便、夕2便の計4便を運行することについて
- 運転手の確保について
- バスの調達や運行経費について
- 冬のバス路線の除雪状況について
- ・学校行事等の把握や対応について
- ・日中の交通手段について
- ・既存路線バスの撤退時期について

<検討·確認事項>

- ・運転手の勤務条件や確保等について
- 費用面について

くまとめ>

- ・朝・夕のバスの運行台数や便数について、実施可能であることを確認できた。
- 運転手の確保や雇用条件、費用面等で引き続き、検討していく必要がある。
- 検討事項等あるが、全体的に前向きな協議を行うことができた。

②日中の生活交通の主な方法と特徴について

- ・朝夕の時間帯の交通手段と日中の交通手段は、利用者内訳や利用者数等条件が異なるため、 切り離して検討していく。
- 日中の交通手段は、利用者の利便性や町内タクシー事業所の事務負担も考慮しながら、タクシー事業所が継続して営業できるよう、どの方法がベストか検討していく。

主な方法と特徴について

		乗合タクシー	共助交通	市有償バス
特 徵		・ドアツードアの運行がし	運行可能エリア:交通不便地は ・ドアツードアの運行がし	或 ┃・路線パスと同様の定時定
		やすい ・輸送量:小	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	路線運行 ・輸送量:中~大
運行主体		タクシー事業者	NPO、まち協など	市
道路運送法		一般旅客自動車運送事業 (緑ナンバー)	自家用有償旅客運送 (白ナンバー)	自家用有償旅客運送 (白ナンバー)
運行方法		直営	直営	交通事業者等に委託
使用車両				
		例:タクシー車両 (定員5人)	例:ハイエース (定員10人)	例:マイクロバス (定員29人)
運行形態		· 定時定路線 · 予約定路線 · 予約区域内	・定時定路線 ・予約定路線 ・予約区域内	・定時定路線 ※鳥取市自家用有償バス条 例に基づく運行
運	賃	例:路線バス運賃相当額	例:路線バス運賃相当額	小学生100円、中学以上200 円、幼児無料、障がい者10円) ※鳥取市自家用有償バス条 例に基づく運賃
市補助内容		○運賃補助 タクシー運賃とバス料金相 当額の差額	①運行経費補助 ②車両購入経費補助 ※上限額450万円 ③導入経費補助 ※上限額50万円 補助率:10/10	
メリット	利用者	・バス料金相当額で利用できる。 ・乗合をすれば、利用料金 が割安になる	・バス料金相当額で利用できる。 ・利用者の要望等を反映させやすい。	・比較的低料金で利用できる。
	運行主体	・新たに車両を確保しなくとも、既存の自社車両を活用できる。 ・タクシー運賃相当の収入がある。	・地元の実態に合った運行 経路や料金の設定、車両等 を準備できる。	・専用車両を使うため、運 行管理(経費含)等が容 易。
デメリット	利用者	・予約の場合、先約があると都合にあわせた利用ができない場合がある。		・きめ細かな対応がむずか しい。
	運行主体	・本業のタクシーと乗合タクシーを1台で兼用も可能だが、費用分割が煩雑になる。 ・専用車両での運行も可能だが。車両を1台確保する必要がある。	・運行管理、整備管理、経費管理。 ・運転手の確保。 ・事故のリスク。 ・定時運行では効率化が図れない。 ・タクシーとの競合。	・条例に基づいて運行する ため、画一的な運営とな る。